

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信

NO. 90



2012 年 2 月発行

事務局：医療法人栄仁会 宇治おうばく病院内

〒611-0011 宇治市五ヶ庄三番割 32-1

TEL 0774-32-8399 (直)

FAX 0774-32-8399 (直)

e-mail office@kyo-psw.org

【3月例会のご案内】

日 時：2012 年 3 月 9 日（金）19 時～21 時

場 所：ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）第 5 会議室

地下鉄烏丸線丸太町駅下車 5 番出口を出てすぐ

<http://www.heartpiakyoto.jp/access/index.html>

テーマ：実習指導者が実習生に伝えたいこと、大切にしたいこと

～座談会から見えてきたこと～

今年度、実習検討委員会では、精神保健福祉士として実習生に伝えたいこと、大切にしていることについて協議を重ねてきました。さらに、会員の皆さんとの共有化を図り、現場実習がより充実したものとなることを目的として、「実習指導者が実習生に伝えたいこと、大切にしたいこと」をテーマとする精神保健福祉士援助実習に係る調査を実施し、その一環として、昨年 12 月 15 日に、医療機関、障害福祉サービス事業所に勤務する会員の方 10 名の協力を得て、座談会を開催しました。現在、そのまとめを行っているところです。来たる 3 月例会は、本座談会の内容をもとに、これからの実習のあり方や、さらには精神保健福祉士の価値や、果たす役割について、ご参加いただいた皆さんとの意見交換、交流の場となることを目指しています。

後日改めてご案内をさせていただきますが、開催日時、場所につきましては、上記の通りとなります。

多くの方にご参加頂けることを願っております。

（実習検討委員会）

【第2回災害支援について考える会】（共催 日本精神保健福祉士協会京都府支部）

日 時：2012年3月24日（土）14:00～17:00

場 所：ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）第5会議室

地下鉄烏丸線丸太町駅下車5番出口を出てすぐ

<http://www.heartpiakyoto.jp/access/index.html>

内 容：第一部 被災地支援報告

熊取谷 晶さん(京都府精神保健福祉総合センター) 福島県南相馬市

加藤 瑞枝さん(京都大学附属病院) 福島県会津若松市・宮城県東松島市

今井 真美さん(京都医療少年院) 福島県南相馬市・宮城こころのケアセンター

第二部 わたしたちのまちが被災したら

昨年11月に続き、京都府支部と共催し2回目の報告会を開催いたします。今回は実際に被災支援に行かれた会員から生の声をお聴きし、被災地に対してわたしたちができることや、京都における災害時の体制などについても考える機会にできればと思っています。

（災害支援検討委員会）

【11月例会（共催研修会）報告】日本精神保健福祉士協会京都府支部と共催

日 時：2011年11月19日（土）14:00～17:00

場 所：京都織物卸商健康保険組合（京都産業会館7階） 第3研修室

テーマ：～精神保健福祉士としてあなたはどうかかわりますか？～

成年後見制度とソーシャルワーク パートⅡ

講 師：中川 るみ氏（社会福祉士・精神保健福祉士）

「みどりの森」社会福祉士ファーム・アミューズメントバリアフリー協会

（社）日本社会福祉士会成年後見受任研修修了1期生

京都家庭裁判所後見人受任登録（2000年～2004年）京都社会福祉士会推薦）

当協会倫理委員会委員（2006年～2010年度）

参加者：20名

講師の中川氏の雨も吹き飛ばすパワフルな勢いに圧倒され、講演時間いっぱいお話をいただきました。

中川氏はもともと一般企業にて人事教育に関わっておられました。1980年代、製品の品質管理に使われていた概念（TQC:total quality control）が人の管理に拡大使用され、いかに効率性をあげていくのか、そのために粒ぞろいの人材を育成するかを追求されるようになる中、個性や差異を認めない風潮に疑問を感じ、1989年福祉の世界へ転職されました。こうした経歴の中から培われてきた想いを講演中随所にお話しいただいたと思います。

本題の話題は、家庭裁判所など各関係機関が発行する成年後見制度のパンフレットを確認しながら始まりました。当事者の主体性を確保するためには、いかにわかりやすく情報提供をしていくかが課題で、制度上どういった点を伝えたいのかなど、パンフレットには様々な人の知恵を絞った中でつくられているので活用しない手はないと述べられました。

成年後見制度に関しては、禁治産・準禁治産制度の流れをくんでおり、財産管理という意味合いが強に残る。身上監護とあるが、これは付け足されたようなもので、実際に現場で関わると、当事者個々人の社会生活上のつらさをサポートするには十分なものではない。そうした意味では、日常生活自立支援事業・福祉サービス利用援助事業（旧 地域福祉権利擁護事業）の方が、身の回りのサポートには適しており小回りがきくものとなっている。また、事業の実施主体は社会福祉協議会であり、個人でしている後見人に比べ、責任の所在や相性など利用者との関係性に柔軟に対応できる利点があると強調されていました。ただ、予算上の問題で利用料は、生活保護の方は負担なしだが、通常京都であれば1,000円／時間となり利用を躊躇してしまう場合もあるので、そのあたりの対策が課題であるということでした。

後見制度の担い手の課題として、自己覚知の問題は避けられないと述べられていました。それは他人の財産や権限を預かるため、きちんと自己覚知ができていないと必ず間違いをおこす。現在でもお金を使い込む等の事例は後を絶たない。「お金の使い方にその人の品格がでる」のだから、よほど自身を律することができる人でないと個人ではできないと話され、それぞれの分野で得意とするものがチームや法人など複数で行う後見活動ということも簡単に紹介されました。また、関わるものの裁量がどう働いているのか自身で気づいていないと本当にニーズに基づいた支援にはならないだろうとも話されていました。そして専門職が後見人を受任することに対しては職能団体が質を確保するための仕組みをつくる必要性にふれられていました。

全体として、成年後見制度は、選挙権喪失など権利を必要以上に制限してしまう問題を抱え、また身上監護に関しては未発達な状態である。だから逆にその中身についてきちんと理解し、後見人等の活動からだけでなく、その周辺で関わる者の支援活動からも含めて運用面等を充実していく必要があると述べられていたと感じました。

その点ではPSWもきちんと声をあげ本当の意味で利用者にとって使いやすい、つまり権利が守られ、その人らしく生きることを支える手段となるような成年後見制度を育てていくことを期待されているのではないのでしょうか。

参加された方の感想からは、制度についてあらためて学び後見人の立ち位置や姿勢、対象者をしっかり見つめ捉えることの大切さについて考えさせられたという声とともに、精神障害者にとってのこの制度についてや、ソーシャルワーカーが後見人等を受任することについてもっと議論を深めることができればよかったという声がありました。

（共催研修担当）

【12月例会 報告】

日 時：2012年12月8日（木）18:30～21:00 閉会（受付18:15～）

場 所：ハートピア京都4階 第5会議室

テーマ：「障害者自立支援法がもたらしたもの

～私たちは障害者のニーズに沿った支援ができているのか？」

講 師：知名 純子さん（まるいクリニック・診療所）精神保健福祉士

瀬端 万起氏（サリュ・継続支援B型）臨床心理士

羽鳥 恵一さん（ワークネットきょうと・移行支援）精神保健福祉士

参加者：35名

12月の例会は、8日（木）にハートピア京都で、「障害者自立支援法がもたらしたもの～私たちは障害者のニーズに沿った支援ができているのか？」というテーマで行われました。会員以外にも医療機関、地域事業所から幅広い年齢層の35名の参加者がありました。まず障害者自立支援法制定後の経過と障害者総合福祉法の骨格提言の内容と今後の要望活動について自立支援法委員会から報告を行い、その後、障害者自立支援法施行後の現状と課題について、知名純子さん（まるいクリニック・診療所：精神保健福祉士）、瀬端万起氏（サリュ・継続支援B型事業所：臨床心理士）、羽鳥恵一さん（ワークネットきょうと・就労移行支援事業所：精神保健福祉士）がそれぞれの立場からお話し下さり、後半は「精神障害者の思いをどう叶えていけるのか」について、グループワークで意見を交換しました。

知名さんからは、自立支援法施行前から勉強会や署名活動等をメンバーさんで行い、国会での課題提言につなげた経緯やデイ・ナイトケア、家族教室、訪問看護等の支援の中で、コミュニケーションワークや地域資源の見学会・就労支援プログラムを実施し、就労系事業所との連携を強化する一方で、地域で安心して、仲間と時間を共有し、元気を回復する事業所の存在も大事との報告がありました。居住区によってサービスが異なること、家族の収入で医療費の自己負担額に差が生じること、3障害一体になったサービスの是非などにもふれられていました。

瀬端さんからは、4月に就労継続B型へ移行後、減収対策として、新規メンバーを積極的に受け入れ、外部機関との連携で、マンパワーや事業収益の確保を行い、ビジネスコンペにも参加、優秀賞を得て、コンサルからビジネスを学び、チーム力を高め、様々な分野のNPOと繋がりを広げてきた経緯が話されました。それと同時に事業移行への不安や新規メンバーが増えると必要とされていないのではというメンバーの思い等をアンケートやメンバーミーティングで聞き、話し合いを重ね、1日のスケジュール改善、

メンバーの役割分担の見直し、個別支援計画や事業計画等の共有を行い、それぞれが目標をもって頑張っていきたいという気持ちに変わったというご奮闘の様子や事業移行手続きの煩雑さや請求事務のわかりにくさ、運営の安定化や授産事業の展開等の課題をお伺いしました。最後にメンバーからのメッセージをご披露いただきました。

羽鳥さんからは、4月に開設した就労移行支援事業所での多職種チーム（精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理士、医師等）による事業報告がありました。利用率が70%を超え、職場開拓、職場実習、事業主支援等を期限付きで幅広く行い、月に1人のペースで就職が決まるものの、減収になるという現状や就労支援を通して本人、企業、支援者がどう変化し、どう育っていくかという視点を大事に、それぞれのニーズに応じた質の高いサービスの提供が事業所運営や職員生活の安定にもつながるとのお話がありました。最後にサービスと共に多様化する当事者のニーズに対して、事業所がどれだけ柔軟に対応できるか、事業所間の地域連携や専門職の意識の変容が今後の課題なのではとの問題提起もありました。

グループワークでは、役割を持っていこうとするメンバーの強さはすばらしい、支援者側の思いこみで当事者の力を高めることを押さえていないか、障害区分認定調査の質問に傷ついている当事者がいること、日額払いによる運営費の不安定さ、就労に力点を置かれすぎていること、いろんな事業所ややり方があるのがわかり、利用者がネットワークを作ってうまく利用できるようにしていきたい等活発に話し合いました。

参加者のアンケートでは、医療、地域での現状を聞くことができ、グループワークでの活発な情報交換が今後の参考になったというご意見が多かった一方で、自立支援法の現状の検証を継続し、困難を抱える事業所のサポートや当事者の様々な思いをどう叶えていくのかについて、委員会として具体的な活動につなげてほしいとのご意見も頂きました。

今後も自立支援法委員会では自立支援法や障害者総合福祉法の動向を追い、学習を重ね、5団体（ユーザーネットワーク、家族会、診療所協会、施設協議会）との要望活動を継続し、例会も企画して参りますので、よろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

（障害者自立支援法委員会）

～「災害支援」活動紹介 vol.3～

一人ひとりによりそう支援の継続を
京都市南保健センター 前田えり子さん

私は、京都市から仙台市若林区役所に保健師として 6 月 13 日から 17 日の 5 日間派遣され、避難所及び浸水地域への家庭訪問を行いました。

京都市では、3 月 15 日から保健師の派遣が始まり、若林区役所を拠点として保健師が 4 名ずつ約 1 週間交代で 7 月末までに派遣されました。発災当初は、避難所においては寒さと集団生活のためインフルエンザなどの感染予防対策、血圧が高くなったり不眠など体調を崩される方が多くあり健康観察・相談、こころのケアを中心に活動を行っていました。また、1 か月ほど過ぎると高齢者で廃用症候群のような機能低下が心配となる方々もみられるようになりました。2 か月近くになるころより今後の生活の不安などの訴えが多くみられるようになりました。

私が派遣された 6 月になると、避難所はほとんどの人が仮設住宅に移られたために残っておられる方が少なくなり、また日中は外出されている方も多くありました。継続したケアが必用だと判断された方への支援、日中在宅されている方へ一人ひとり声かけを行い健康相談や心のケアを行いました。人が少なくなった分、音に敏感になり、周囲に気を遣うと話されたり、長期にわたる配食では栄養の偏りや野菜不足、塩分の過剰摂取などがありました。

仙台市は高速道路が防波堤のようになったため、浸水した地域は高速道路から海側の地域となっていました。海沿いの地域は津波により家屋は流されましたが、浸水したものの家屋が残っており震災後自宅に戻り生活されている地域があります。その地域の住民に対し全戸訪問を行い、心の健康問題に着目し不安や困りごとを確認し、支援が必要な方について、医療や保健サービスを提供することを目的として、こころのケアチームといっしょに家庭訪問を行い、健康観察および気持ちの傾聴を行いました。住む家が残っていても住む人がいなくなったり、家屋が解体されたり、修繕が必要な家ばかりでした。また、農業を主体とした地域であったため、田畑や農機具の被害が大きいものでありました。

地域のつながりの強い避難者が仮設住宅等に入居しバラバラになっていくことや避難所の人数が減少していく中で孤独感を募らせたり、不安を訴える方がありました。また、家族間や近所同士で気持ちを交流することが難しい場合もあり、一人で悩みを抱え込む傾向があるように感じられました。

震災後 3 カ月たち、被災にあわれた方は、これからの現実と向き合っていく時期であり、何もかも失った孤独感や生きがいの喪失を話される方が多くありました。その気持ちをじっくり傾聴することの大切さを改めて実感しました。一人ひとりの生活状況や思いが違うという現実や状況が見えてくる時期でもあり、一人ひとりを対象としてとらえ

て寄り添いその思いをしっかりと傾聴していきながら支援をしていくことが必要であるとともに、これからコミュニティをどう作っていくのか、今後の地域づくりの課題となると思いました。

この派遣とは別の活動（ボランティア）で震災被害にあわれた方の「相談電話」をお聴きしました。みなさん、「自分が助かったのは申し訳ない」「自分は生きていていいのだろうか」などと何度も言葉に出されます。ずっとこの思いを持ち続けて生きていかれるのだと思うと胸が痛くなります。支援がとぎれないように、これからも息の長い支援を、また一人ひとりに寄り添う支援をしていくことの大切さを痛切に思います。

京都市北部精神障害者地域生活支援センターらしく 丸木泰史さん

4月上旬からの約2週間と8月末からの約1週間、日本精神・神経科診療所協会から派遣され、宮城県の仙台市若林区や石巻市などで、被災地支援活動に参加してきました。

4月は、仙台市こころのケアチーム（地元の保健師、日精診から派遣された医師・精神保健福祉士・心理士・看護師で構成）に加わり、避難所の巡回をしました。避難所に詰めている保健師さん（京都市の方もいました）から気になる人の報告を受けて面談をしたり、避難所内外でくつろいでいる方々に挨拶や声かけをしたりしました。8月末からの1週間は、支援活動が軌道に乗っていたこともあり、活動は多岐に及びました。仙台市こころのケアチームや東北大学こころのケアチームの一員として、避難所の巡回や仮設住宅への戸別訪問をしました。また、日精診独自の活動として、避難所となっている小学校のグラウンドでかき氷やコーヒーを振る舞いながら談話や健康相談をしたり、ハローワークの待合室での健康相談（血圧測定や悩み相談）をしたりすることもありました。

私は大学の4年間で仙台市で過ごしました。こころの準備ができないまま現地に着き、戸惑うことも多かったのですが、神戸市の支援チームの方々から話を聞く機会があり、「地元の人たちが中心となるような支援」を心がけ、後方支援を意識するようになってからはいくらか気持ちが落ち着いたように思います。仙台市で過ごしたことがあるので土地勘もあり、方言もある程度分かるため、地元の保健師さんの移動の足として車の運転をしてあちこち走り回ったり、地元の方々の世間話の輪に入って調子の悪そうな方を教えていただいたり、少しはお役に立てたのではないかと、と思っています。

4月に調子が悪かった方の多くは8月末には回復していて、相談も終了している方がほとんどでしたが、なかには深刻なPTSDに悩まされている方もいます。地元のスタッフの後方支援など、息の長い支援が望まれていると思います

⇒ 最終ページに、「支援活動連絡票」第3次募集のご案内を掲載しています。

【リレー職場紹介】

医療法人三幸会 第二北山病院 生活サポート科
田辺 友幸さん

今回は私が勤める職場、第二北山病院の生活サポート科という部署を紹介します。当院の生活サポート科は、医療機関における、相談室ともデイケアとも異なる特色を持っています。スタッフは PSW2 名と看護師 1 名の 3 名です。

職務の内容は、利用者さんの「退院から在宅生活の安定までの支援」です。もちろん相談室やデイケアも、その役割の一部を担っていますが、生活サポート科は敢えてその機能を特化した部署だと言えます。大まかな支援の流れの例としては、まず主治医からの依頼で支援が開始され、病棟や相談室と連携しながら退院支援を行います。退院後は精神科訪問看護として在宅支援を行っていきます。服薬管理や健康相談、住居のことや各手続きの相談対応はもちろん、他にも利用者さんそれぞれに合わせた個別支援も行っています。

個別支援の例を少しだけ紹介すると、普段外に出ることがない利用者さんと観光に行ったり、金銭のやりくりがうまくできない利用者さんと家計簿を眺めながら一緒に考えたりします。また家事が苦手な利用者さんとは一緒に料理を勉強したり、余暇支援として釣りや登山をしたり、その人にとって必要だと思われる支援を行っています。こういった支援は利用者さんの依頼で始まることもあれば、スタッフからの提案で行われることもあり、その人らしい生活の質の向上につなげることを目的としています。

他にも内科フォローが必要な利用者さんのために薬剤や食生活について勉強したり、高齢の利用者さんへライフステージに合わせた環境を作るために、介護保険分野における支援者（主にケアマネジャー）と連携をとります。また転居の支援を行ったり、家主や近隣住民と定期的に情報交換をしたりとインフォーマルな支援も行っています。利用者からの SOS や民生委員、家主といった身近な方々からの連絡により、緊急対応をすることもあります。

生活サポート科のモットーは「その人にとって必要な支援を、必要な分だけ行う」ことです。これを受けて私が支援するうえで気を付けていることは「ニーズの把握」です。相手のリクエストに応えるだけがニーズをつかむということではなく、その人がどのような課題を抱えているか、どのような支援が相応しいかをしっかり吟味していく事が大切だと思います。

精神科医療が地域生活に重点を置いていかなければならない今、当院生活サポート科は、医療機関としてできる支援を最大限に展開するため、利用者さんの生活の維持、質の向上に向けて一生懸命取り組んでいます。

【2011 年度 第 8 回 役員会開催報告】

日 時) 2011 年 11 月 30 日 (水) 19:00～22:00

会 場) 高木神経科医院 進 行・書 記) 物

出席者) 上田 (遅刻)・大塚 (遅刻)・斉藤・下村 (遅刻)・知名 (遅刻)・西村・藤井・
堀田・物・森田・渡辺

欠席者) 畚野

概要報告を HP に掲載しています→<http://kyo-psw.org/member/kapsw/yakuinkai.php>

【事務局からのお知らせ】

会員の動向

[入会]

三宅 麻美さん (所属) 京都府教育委員会 学校教育課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

Tel 075-414-5831 (内線 5840)

[退会]

井原 知子さん (所属) 医療法人稲門会 岩倉病院 医療相談室

2 月 4 日現在 会員数 356 名

会費納入のおねがい (要注意です!!)

2011 年度会費 4,000 円 (きょうと通信郵送利用の方は郵送負担料 1,000 円) のお納め
がまだの方は、なんと 100 名を超えています!! そのうち、2010 年度分を含む方が 40
名程おられます。2 年分未納の方は、2011 年度中 (2012 年 3 月 31 日まで) にお納め
いただけないと、規約に基づき退会となりますので、くれぐれもご注意ください。

協会は会費によって運営されています。

何卒、ご理解・ご協力下さいますようお願いします。

郵便振替口座番号 : 00960-7-120392

口座名義 : 京都精神保健福祉士協会

年会費 : 4,000 円 (※ 通信郵送負担料 : 1,000 円)

「支援活動連絡票」第3次募集のお知らせ

2012年3月20日までです！

被災地での支援活動への慰労、現地に出向くことができない会員の思いを託して協会から被災地支援に入られた会員の皆さんにお渡ししている「支援活動応援費」、今年度最後の募集です。

第1次募集では、「支援活動連絡票」をいただいた15名の方の内、9名の方に応援費をお渡しすることが出来ました。第2次募集では、3名の方から連絡票をいただき、その全員の皆さんに応援費をお渡しすることが出来ました。まだ、連絡票をご提出いただいていない方、1月15日以降に被災地に支援活動にはいられた方、この機会にご応募ください。

ほっとひと息コーナー

子どもができてから、よく行くようになった場所のひとつに、本屋があります。子どもが出来るまでは子ども向けのコーナーに足を運ぶことなどなかったのですが、思っていた以上に面白いコーナーだなと感じました。

最近の子ども向けの本は、単にキャラクターが出てくるものだけでなく、より工夫がされています。例えばアンパンマンの本をとっても、ストーリー仕立てのものやキャラクターを紹介するもの、アンパンマンのキャラを使ってしつけや言葉を教えるものなどがあります。

また、電車や車を紹介するものでも、単に写真を乗っけるだけでなく、音や歌が流れたり、詳しい説明書きがされていたりします。大人が見ても、思わず買いたくなってしまうようなものが多いです。

絵本でも、大人が読んで十分に楽しめるものがいっぱいあります。子どもに読み聞かせていても、思わず自分の方が楽しんでいることがあります。本屋さんに行ったときは、子ども向けのコーナーに行ってみるのもいいと思います。

(中田)

【編集後記】

お正月にお餅を食べ過ぎてしまいました。今は減量に励んでいます (中田)

私事ですが、赤ちゃんができました。つわりでげっそり痩せたものの、安定期に入った途端にデブデブになってしまいました。私も体重管理には気を付けます。(津田)